

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	29 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から53年3月まで

昭和53年にA市B区役所から国民年金加入の通知があり、手続に行った時、保険料の未納があることを言われたが、一度に納付できなかつたので、後から送付されてきた納付書で、銀行で何回かに分けて納付した。

申立期間が未納であるはずがなく納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かつたことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年1月ごろに払い出されており、このころに国民年金被保険者資格取得手続が行われたとみられ、この時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効前であり過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、上記手続後、送付されてきた納付書により申立期間の保険料を納付したとしているところ、申立人の被保険者台帳(マイクロフィルム)にも申立期間に係る納付書が送付された記録が認められることから、申立人がこの納付書により保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から47年3月まで

婚姻（昭和47年5月）後、家業が順調になり、妻が自身と私の国民年金保険料を集金人に納付していた。時期は覚えていないが、妻が集金人から「今なら、未納とされている期間の保険料をすべて納付できるのでこの機会に納付しておいた方がよい。」と勧められたので、妻が、私の未納期間の保険料を納付書によりまとめて約10万円納付した。申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き昭和47年4月から60歳到達前の平成15年*月までの国民年金加入期間において保険料の未納は無い上、妻も会社を退職後、国民年金被保険者資格を取得した昭和47年4月（厚生年金保険被保険者期間が判明したため、平成21年11月28日に資格取得日が昭和47年4月9日から同年5月1日に記録訂正され、同年4月分が還付されている。）から60歳到達前の平成19年*月までの国民年金加入期間に未納は無いことから、婚姻後の夫婦の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人の納付記録を見ると、申立期間直後の昭和47年度の保険料が昭和49年11月に過年度納付されていることが確認でき、この過年度納付を行った時期は、第2回特例納付の実施期間（同年1月から50年12月まで）中であり、申立期間の保険料を納付することは可能だった。

さらに、妻は、申立人の申立期間の保険料を納付書によりまとめて約10万円納付したとしているところ、昭和47年度の過年度保険料と申立期間の保険料を特例納付により納付した場合の保険料の合計額は9万7,200円となり、妻

が納付したとする保険料額と近似している。

加えて、妻が集金人から今なら未納とされている期間の保険料をすべて納付できるので、この機会に納付した方がよいと勧められたことが、特例納付を行う契機となったことがうかがえる上、申立人は、婚姻後、家業が順調であり、申立期間の保険料を納付できる資力があつたとしていること、及び妻が店の売上げ及び手元のお金から保険料を納付したとする記憶は具体的であることから、納付意識の高かった妻が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月21日から同年9月22日まで

私は、昭和33年の創業時から現在に至るまで、同じ事業主のもとで一貫して継続勤務している。しかし、42年に勤務先がB社からA社に組織変更したころの4か月間、厚生年金保険被保険者記録が無くなっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び複数の同僚の証言により、申立人がB社及びA社に継続して勤務(昭和42年5月21日にB社からA社に異動。)していたことが推認できる。

また、B社及びA社の当時の事業主は、「有限会社のB社を、株式会社のA社に改組したものであり、社会保険の加入条件を悪くするようなことは行っておらず、両社とも強制適用事業所であったことから、4か月間だけ厚生年金保険料を控除していないとは考えにくい。」と証言している。

一方、B社は、昭和42年5月*日に登記上解散し、同年6月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているとともに、A社は、同年9月22日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間については、B社が解散し、A社は適用事業所ではないが、同社の当時の事業主は、B社の事業と社員をそのまま引き継いだと証言しており、商業登記簿によると、A社は、申立期間前の同年5月*日に設立されていることが確認できる上、申立人を含むB社の被保険者10人が同年5月21日付けで資格を喪失し、このうち8人が、A社

が適用事業所となった日に同社で被保険者資格を取得していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和42年5月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間はA社が厚生年金保険の適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月21日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月21日から同年5月23日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無いとの回答であった。

しかし、申立期間はA社B支店がC社となっただけでA社の所在地も私の業務内容も変わらないまま継続勤務していた。申立期間の給与明細書があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与明細書及びC社（前身は、A社B支店）からの回答により、申立人は、申立期間においてA社及びC社に継続して勤務し、昭和45年3月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和45年3月の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりに被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ

とから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和45年4月1日から同年5月22日までの期間については、申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人は、同年4月の厚生年金保険料がいったん、給与から控除されているものの、C社の同年6月分の給与明細書により、申立人は、A社からC社に所属が変更になったことに伴い、A社で控除されていた保険料がC社を通じて返還されていることが確認できる。

また、C社は、昭和45年5月23日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間に適用事業所であった記録は確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月1日から同年12月1日まで

私は、昭和47年3月にB社に入社後、平成17年2月まで継続して勤務していた。途中、昭和47年10月1日から同年11月30日まで同社の関連会社であるA社へ転籍したが、その間も継続勤務していたので、申立期間の年金記録が空白期間とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社からの回答及び同僚の証言から判断すると、申立人は、B社に継続して勤務し(昭和47年10月1日に同社から同社の関連会社であるA社に転籍、その後、同年12月1日にB社に復帰。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明としながらも、同社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が昭和47年11月1日を資格喪失日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月30日から同年5月1日まで

私のA社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和51年4月30日とされているが、有給休暇を利用して同日まで在籍していたので、資格喪失日は同年5月1日となるはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和51年4月30日とされていることから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の1か月後に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚の給与明細書によると、資格取得月の給与から厚生年金保険料が控除されていることから、A社は、当月控除の処理であったものと推認されるところ、当該同僚は、最終勤務月の給与からも厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月31日から同年8月1日まで

私はA社を出産のため昭和54年7月31日に退職したので、厚生年金保険の資格喪失日は同年8月1日となるはずであるが、年金記録を確認したところ、同年7月31日が資格喪失日となっていた。入社して最初の給与から保険料は控除され、申立期間における保険料も控除されていたはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和54年7月31日とされていることから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に月末に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚の給与明細書によると、資格取得月の給与から厚生年金保険料が控除されていることから、A社は、当月控除の処理であったものと推認されるところ、当該同僚は、最終勤務月の給与からも厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和54年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和61年6月1日にA社に入社し、63年9月30日まで継続勤務した。同年9月の保険料が控除されていたのに、同年9月30日の資格喪失となっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職日に係る証明書、回答書及び申立人の退職願並びに雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が給与明細書の内容を転記していたメモ書き及び昭和63年分の所得税の確定申告書の控えから判断して、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年8月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和63年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月30日から同年5月1日まで

平成17年5月1日付けで、A社から親会社のB社に転籍となった。その際、人事上の手続を行っていた同社のミスにより、A社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年4月30日となっており、同年4月の保険料が未納となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書、雇用保険の記録及びB社の証言により、申立人は、A社及び関連会社のB社に継続して勤務し（平成17年5月1日にA社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額及び平成17年3月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を誤って平成17年4月30日として届け出たと認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和21年1月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月15日から21年1月1日まで
勤務場所の異動はあったものの、継続してA社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年6月1日から20年12月31日までA社B支店及び同社C支店において勤務し、その間、厚生年金保険(当時の名称は労働者年金保険)の被保険者であったはずだと主張しているところ、オンライン記録では、同年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人のA社B支店への入社から同社C支店への異動、退社するまでの間の勤務状況、及び終戦後の支店閉鎖に至る事実経過の説明は、具体性があり、文献の内容及び同僚の証言とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間において同社B支店及び同社C支店に継続勤務していたことを認めることができる。

一方、オンライン記録では、申立人は昭和17年6月1日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっているが、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する同被保険者名簿は、21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できるところ、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無い。

また、年金番号を払い出した際に作成される厚生年金保険被保険者台帳索引票には、申立人の記録が存在し、申立人の年金番号及び昭和17年2月1日に

被保険者資格を取得していたことが確認できるが、被保険者資格の喪失日については確認できない。

さらに、申立人の年金番号に係る厚生年金保険被保険者台帳は、その存在を確認することはできない。このように年金番号及び被保険者資格の取得日が確認できるが、資格喪失日が確認できない場合には、社会保険事務所（当時）所長は、一般的に、職権で被保険者期間の認定を行っており、A社の場合、当該被保険者台帳の記録は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、焼失のきっかけと推認されたD大空襲の翌日の同年5月15日を資格喪失日に設定したものと推認でき、オンライン記録上の資格喪失日は、事実在即したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実在即した資格喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による健康保険厚生年金保険被保険者名簿への記入漏れ、同被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、同被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も同被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び申立てに係る厚生年金保険の被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合的に考慮すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和21年1月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、健康保険厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落がみられる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで
私はA社に昭和43年3月31日まで勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事務担当者は、「申立人は昭和43年3月末まで勤務していた記憶がある。保険料は当月控除であり、申立期間の保険料を控除していたと思う。同年3月31日が日曜日であったため、最終出勤日である同年3月30日を誤って退職日として処理したことが考えられる。一般的には、月末が日曜日でも月末まで会社に在籍していたものとして処理している。」と証言している。

また、申立人がA社の後に勤めたB社作成の履歴書によると、申立人のA社における退職日は昭和43年3月31日と記録されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和43年3月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和43年2月の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の清算人は、確認できる資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）

がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月21日から同年3月1日まで
A社B支店から同社C支店に転勤の際、一日の空白も無いはずなのに、申立期間の被保険者記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、同社から提出された人事記録及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和43年3月1日付けで同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和43年1月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を誤って昭和43年2月21日として社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和47年2月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月29日から同年4月1日まで
年金事務所の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間が空白期間となっている。

A社C支店から同社B支店に転勤したが、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答、同社から提出の厚生年金保険被保険者台帳及び雇用保険の記録から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和47年2月29日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和47年4月の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案3700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月15日から同年7月1日まで

私は、昭和18年4月1日から58年6月15日までA社B支店で勤務していた。同年6月15日、同社に在籍のままC社に出向し、62年9月30日まで勤務したが、厚生年金保険被保険者記録は、58年6月15日にA社B支店における資格を喪失し、同年7月1日にC社で資格取得したことになっており、申立期間が空白になっている。

しかし、私は上記期間も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の人事記録、C社の賃金台帳兼所得税源泉徴収簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務し（昭和58年6月15日にA社からC社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、人事記録上の異動発令日は、昭和58年6月15日であったことが確認できるが、A社の人事担当者の証言により、同社B支店では、前月分の異動者に係る被保険者資格の得喪手続を、月初日にまとめて行っていたと認められることから、同社同支店の資格喪失日を同年7月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58

年5月のオンライン記録から36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が厚生年金保険の資格喪失に係る事務の誤りを認めていることから、事業主が昭和58年6月15日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和32年6月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和32年6月29日から同年9月1日までの期間について、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和32年9月1日から同年10月25日までの期間について、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月29日から同年10月25日まで

私は、B社C支店に勤務していたが、昭和32年6月29日にA社の研究室に転勤となり、同社に35年7月1日まで勤務した。しかし、同社の研究室で勤務した期間の32年6月29日から同年10月25日までの厚生年金保険被保険者の記録が無いので、調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する辞令、A社が平成22年1月28日に発行した在籍証明書、及び同僚の証言などから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（B社C支店からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、申立人が保管する辞令によると、昭和32年6月21日付けで当該異動が発行されており、申立人は、申立期間において既にA社で勤務していたものと認められることから、申立期間については、同社における資格取得日に係る記録を昭和32年6月29日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和32年10月の記録、及び申立人が保管する辞令に「月俸壹万壹千円を給する。」との記載が確認できることから、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、A社は、申立期間のうち、昭和32年6月29日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いが、同社の設立日は24年4月*日であり、当該期間において事業実態が認められる上、申立人及び同僚は、いずれも「A社に異動した当時、10名ほどの従業員がいた。」と証言していることから、当時の厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間のうち、昭和32年6月29日から同年9月1日までの期間については、適用事業所としての記録管理がなされていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和32年9月1日から同年10月25日までの期間については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案3702

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和23年5月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月7日から同年8月7日まで

私は、A社に昭和22年に入社し、23年10月25日まで勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、A社に係る厚生年金保険被保険者期間は昭和23年8月7日から同年10月5日までの2か月しかないことが分かった。

私より半年遅く入社した同僚は、A社の新規適用日である昭和23年5月7日から被保険者記録がある。

A社の新規適用日に同社に既に勤務していたことは、確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和23年5月7日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日から厚生年金保険の被保険者記録のある同僚の証言から判断して、申立人が申立期間より前から同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人及び同僚は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった時点の従業員数は15人程度であったとしているところ、オンライン記録によると、同社の新規適用日の資格取得者は14人であることが確認できることから、申立期間当時、同社においては、ほぼすべての従業員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

さらに、申立人が記憶している同職種の同僚7人は、いずれも新規適用日に

資格取得している上、申立人の半年後に入社したとされる同職種の同僚も新規適用日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和23年8月の記録及び同僚の記録から600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案3703

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年12月1日から35年1月4日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を34年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月5日から35年1月4日まで

社会保険庁(当時)の記録では、私のA社の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和35年1月4日とされているが、私は、同社には34年8月5日から勤務しているので、調査をして、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和34年9月分の給料支払明細書に「8月分残」との記載が確認できることから、申立人が同年8月からA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人から提出された昭和34年12月分の給料支払明細書により、申立人が同月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和34年12月1日から35年1月4日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該給料支払明細書の保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いこ

とから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和34年8月5日から同年11月30日までの期間については、上述のとおり、申立人は同年8月からA社に勤務していたことについては推認できるものの、同年9月分の給料支払明細書によると、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社の事業主は、「申立人は未経験者であったため、試用期間があり、入社と同時に厚生年金保険には加入させていなかった。」としている。

さらに、申立人は、昭和34年9月、同年12月及び35年1月分の給料支払明細書を所持している一方、34年10月及び同年11月分の給料支払明細書は所持しておらず、当該期間における保険料控除については確認できないところ、当該期間にA社の被保険者記録がある同僚に聴取しても、試用期間中の厚生年金保険料の控除について証言を得られない。

加えて、A社の事業主は、「昭和34年9月*日に襲来したB台風により、事業所が罹災し、しばらく事業活動ができなかった。事業の再開時期は不明であるが、休業中、従業員全員が失業保険の特例給付を受給しており、その期間は給与を支払っていなかった。」としている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から52年3月まで

私が20歳になった時に、父親が私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の保険料を納付していたはずであるので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和48年*月ごろに、父親が申立人に係る国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとしているが、申立人自身は国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡しているため、加入手続時の状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、オンライン記録によれば、申立人の国民年金加入手続は昭和53年4月ごろに行われたものとみられ、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年4月に初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間については国民年金に未加入であり、制度上、保険料を納付することはできなかった。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年7月まで

昭和36年4月から60歳に到達するまで、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。

申立期間当時は、A村役場から保険料を婦人会で集めるように言われ、現金を持っていない20歳代の人からは白米を1升、30歳以上の人からは1升5合の白米を集め、現金を持っている人で20歳代の人からは100円、30歳以上の人からは150円を集め、毎月、B小学校に持参して、同村役場の職員に渡していたと記憶している。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、オンライン記録及びA村の記録のいずれにおいても、申立期間のうち、昭和36年4月から同年11月までの期間については、全額申請免除期間とされており、申立期間当時、申立人と同居していた夫も、この期間は申立人と同様に全額申請免除期間とされている。

また、上記の記録のいずれにおいても、申立人は、夫が厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、国民年金の任意加入対象者となった昭和36年12月19日に国民年金被保険者資格をいったん喪失し、その後、再度資格を取得したのは43年8月31日とされていることから、申立期間のうち、36年12月から43年7月までの期間については、国民年金に未加入であり、制度上、保険料を納付することはできなかった。

さらに、申立人は申立期間当時、保険料として現金又は白米をC婦人会が集

金し、集金した現金及び白米はB小学校に持参して、A村役場の職員に渡していたとしているが、同村役場の職員及び当時近隣のD婦人会に加入していた者の証言によれば、白米で保険料納付があったという話は聞いたことがないとしている上、当時、各地区の婦人会ごとに保険料を集金する納付組織があったとしているものの、申立人が当時居住していたとしているE地区においては、同村役場の職員が同小学校に出向いて婦人会が集金した保険料を徴収することは無かったとしている。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から57年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月から57年2月まで

母親から、学生であった私、妹及び弟の3人共それぞれ20歳になった時にA市役所で国民年金の加入及び保険料の口座振替手続きを行い、保険料を納付していたと聞いている。弟は20歳から保険料は納付済みとされているのに、私だけ申立期間の保険料を納付していた記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親に聴取するも、保険料を口座振替で納付していたとするのみで申立人の加入手続について具体的なことは覚えていないとしており、申立人の加入手続状況に係る記憶は曖昧である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年3月18日に当時申立人が居住していたA市において払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金の加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日をさかのぼって厚生年金保険被保険者資格喪失日の同年1月26日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったものとみられ、申立人は申立期間においては学生であったため、国民年金の任意加入対象者となり、制度上、加入手続時期からさかのぼって資格を取得することはできないことから、申立期間の保険料を納付することはできない上、同市においても、申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、申立期間の保険

料を納付していた記録は無い。

さらに、申立人は、妹及び弟についても、母親が、学生であった20歳到達時から国民年金に加入し、保険料を納付していたとしているところ、弟の国民年金手帳記号番号は、昭和59年12月にB県が市町村及び社会保険事務所（当時）に対し通知した「国民年金被保険者の年金手帳送達による適用の実施要領」に基づき、年金手帳を送達し適用された被保険者に払い出された特定番号（70万番台）とされている。当該適用の対象は、20歳到達者で加入勧奨と資格確認を行っても応答の無い者とされていることから、母親が、自ら弟の加入手続を行ったとは考え難い上、妹も同通知が発出される前の20歳到達時の58年*月から厚生年金保険被保険者資格を取得した59年4月までの間は国民年金に未加入とされている。

加えて、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から60年9月まで

母親から、昭和58年11月ごろにA町役場で私の国民年金の加入手続きを行い、同役場の窓口で保険料を納付していたと聞いたことがある。母親は、既に亡くなっており詳細については不明であるが、加入後、母親が亡くなるまでの期間の保険料は、母親が納付してくれていたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親も既に死亡していることから、加入手続き及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び母親が加入手続きを行ったとするA町が保管する記録にも、申立人が国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる記録は見当たらない上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。このため、申立期間は国民年金に未加入となることから、母親が当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から60年3月まで

ねんきん特別便が来た時に、母親から、私が20歳になった時に、A市役所で私の国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたと聞いた。申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人の加入手続を行った記憶は無いとしている上、A市から申立人に係る納付書が送付されてきて、同納付書により同市の窓口で保険料を納付したが、納付対象期間、納付時期及び納付金額について覚えていないとしていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年10月31日に払い出され、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年8月21日を国民年金被保険者資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が唯一所持する国民年金手帳の記載内容とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立人は、申立期間においては学生であったとしていることから、申立人にとって当該期間は任意加入対象者となる期間であり、この期間について制度上、さかのぼって被保険者資格を取得することはできない。このため、申立人は申立期間において国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできない。

さらに、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月

私は、平成10年3月に会社を退職し、乳幼児医療証の交付を受けるため、同月中に転居先のA市B区役所に行ったが、窓口の担当者から、乳幼児医療証の交付を受けるには国民健康保険と併せて国民年金に加入し、両方の保険料を納めなければならないと言われた。4月には就職する予定があり、3月は残り数日しかないのに、両方の3月の保険料を納めなければいけないのかと思いながらも、乳幼児医療証の交付を受けるため、その場で両方の3月の保険料を納付した。この3月の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年3月ごろA市B区役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続きを行い、その場で両方の保険料を納付したとしているが、同市では、国民健康保険料額の決定は加入手続きした翌月に被保険者に通知されることとなっており、国民健康保険料及び国民年金保険料共に窓口で受領する取扱いをしていないとしているほか、申立人は、申立期間の納付金額について覚えていないとしていることから、申立人の加入手続き及び申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成10年3月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を再取得したとされているが、この間において、申立人が国民年金に加入したことをうかがわせる形跡は見当たらず、A市においても、申立人が国民年金に加入していたことを示す記録は存在しない。このことは、申立人が所持する年金

手帳の「国民年金の記録」欄に記載された資格の取得及び喪失に係る記録とも符合する。このため、申立期間は、国民年金未加入期間となり、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人は、A市B区役所で自身の国民年金加入手続時に、妻の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行い、申立期間の保険料と共に妻の保険料も一緒に納付したとしているところ、オンライン記録を見ると、妻は、婚姻時の平成8年3月に第3号被保険者資格を取得したとする事務処理が同年4月に行われ、その後、11年8月に申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年3月23日に第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更する事務処理が行われたことが確認できるものの、申立期間において、妻が第1号被保険者資格を取得した形跡は見当たらず、このことは妻が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3704

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から43年1月まで

私は、申立期間にA社及びB社で運転手として勤務した。それぞれの勤務期間については覚えていないが、勤務したことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社は、当時の社会保険関係の資料等は保管していないとの回答であり、申立人に係る当時の勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、A社の厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立人が、申立期間において、作業現場に出入りして働いていたことは覚えている。しかし、当時、作業現場には、A社の社員以外に下請会社の社員や臨時の者も多数いたことから、申立人が、同社の社員として勤務していたのかどうかは分からない。」旨証言している。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和40年6月8日であり、申立期間のうち、37年3月から40年6月8日より前までの期間については、同社が適用事業所であった記録は確認できない上、申立期間のうち同社が適用事業所であった期間に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

2 B社は、当時の社会保険関係の資料等は保管していないとの回答であり、申立人に係る当時の勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、B社の厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚は、「明確には覚えていないが、申立人は現場で働いていた。B社の社員かどうかは分からない。」と証言している上、別の複数の同僚は、「申立人のような運送の業務

は運送部が取り仕切っていたが、当該部署にいた3人の社員の中に申立人はいなかった。実際に運送業務を担っていたのは、臨時雇い、下請、雇車契約などによっていた。」旨証言している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

- 3 申立人は、申立期間の直後に勤務したC社に係る雇用保険の記録は確認できるものの、申立期間のA社及びB社に係る雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月5日から同年10月1日まで

私は、昭和42年1月5日にA社に入社し、43年5月2日に退社するまで、同社に継続して勤務していたことから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和42年1月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年3月5日に資格を喪失後、同年10月1日に同社において再度資格を取得しており、同年3月から同年9月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が昭和42年3月5日に資格喪失したことが確認できるとともに、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、申立人が同年10月1日に、再度同社において被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、「喪失42.3.24」と同社からの資格喪失届の受付日が記載されている上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出明細簿により、申立人が再度同社において資格を取得したことに伴い、昭和42年10月1日に、申立人に対して、新たな被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げたA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる上司は、「申立人とA社で一緒に勤務した。しかし、大きな会社と異なり、小さな会社で何かと大変だったことから、しばらくして、申立人は、いったん退社した。その後、私の方から、仕事に就いていないなら再度勤めてみ

ないかと誘った。その際、通勤が大変だろうと思い、会社の車をあてがった記憶がある。」と証言しているところ、申立人自身も、会社から車をあてがってもらっていたと述べている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月25日から56年5月1日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していた。

しかし、年金記録を確認したところ、A社には3回勤務したにもかかわらず、申立期間である3回目の勤務期間については年金記録が無いことが分かった。

3回目の勤務の時には、A社の専務から誘われて入社した覚えがあることから、年金記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る戸籍の附票によると、申立人は、昭和53年9月8日から56年9月1日までの期間において、A社の所在地付近であるB県C市に居住していたことが推認できる上、当該期間において、同社の厚生年金保険被保険者であった同僚を記憶していることから、期間は明らかでないが、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関連資料は保管しておらず、同社が加入していたD組合も、当時の関連資料は保管していないことから、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、申立人は、A社に係る2回目の勤務期間及び申立期間前後の別会社における勤務期間については、雇用保険の記録が確認できる一方、申立人が同社に係る3回目の勤務期間とする申立期間については、雇用保険の記録が確認できない。

さらに、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複

数の同僚は、申立期間当時、同社には正社員以外にアルバイトのような従業員がいた旨証言するほか、当時の厚生年金保険料の控除について証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月ごろから 42 年 4 月ごろまで
② 昭和 42 年 4 月ごろから 48 年 3 月ごろまで

私は、申立期間①及び②において、A社及びB社の正社員として、各地の現場で、主に現場責任者（現場作業員）として勤務した。

しかしA社及びB社のいずれについても厚生年金保険の記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が、当時上司だったとして名前を挙げた現場監督（既に死亡）の子息は、「申立人とは親戚であり、良く知っている。申立人は父の紹介でA社に採用され、父の下で作業員として現場で働いていた。」と証言していることから、期間は明らかでないが、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、昭和 57 年 12 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿によれば、54 年 12 月 * 日に解散し、当時の事業主は、既に死亡しているため、当該期間の申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録が認められる別の同僚（現場監督）は、「私は、申立期間の 2 年前にA社に勤務していたが、その時の社員は、社長を含めて、現場監督（2人）、事務員など 5 人だった。現場監督の下に、現場作業員が 5 ないし 6 人いたが、この人たちは季節労働者であり、正社員ではなかったと思う。」と証言しているところ、申立期間に、同社の厚生年金保険被保険者記録が認められる者は、社長及び現場監督の 2 人しかおらず、当時、同社では、現場作業員については、厚生年金保険の被保険者資格を取得

させていなかった状況がうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の当該期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

申立期間②について、B社の厚生年金保険被保険者記録の認められる複数の同僚は、申立人と同じ現場で働いていたことがある旨証言していることから、期間の特定はできないものの、申立人が、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社は、昭和47年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿によれば、59年12月*日に解散し、当時の事業主は、既に死亡しているため、当該期間の申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、上記複数の同僚は、当時、B社では季節労働者の現場作業員には厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった旨証言しているところ、申立人は、「季節労働者として現場で働き、現場作業ができなくなる冬期間は失業保険をもらっていた。」と述べている。

さらに、B社は、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となったものの、47年11月1日には適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、42年4月から45年4月1日より前までの期間及び47年11月1日より後から48年3月までの期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の適用事業所であった期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

加えて、申立人は、申立期間①の直前に勤務していたC社に係る雇用保険の記録は確認できるものの、A社及びB社に係る雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月4日から同年10月4日まで

私は、A社に平成12年9月4日に入社したが、厚生年金保険の加入記録では、同年10月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社では、当時は入社してから1か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたと回答しており、同社から提出された社員名簿でも申立人が入社から1か月後の平成12年10月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人と同時期にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚も、「入社後1か月以上、厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言している。

さらに、A社のオンライン記録には、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3709

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月21日から51年9月1日まで

私は、A社に昭和33年9月9日に入社してから、53年5月20日に退職するまで同社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が途中で一部抜けている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は昭和50年10月1日にA社に申立人の被保険者証を返納していることが確認できる。

また、雇用保険の記録により、申立期間の前後における申立人のA社での加入は確認できるが、申立期間の加入記録は確認できない。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の書類は保管しておらず、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、A社の事業主が申立期間当時は業績が悪かったと証言していること、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、1年後に再取得した同僚が、「1年間会社を休んだことを覚えている。その間は、自分で厚生年金保険に加入していた。」と証言していること、及び同社における厚生年金保険の被保険者数が申立期間以前における1年間の延べ28人が、申立期間の約1年間では延べ20人に減少していることから、当時、同社では、多数の従業員の厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていた状況がうかがえる。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 1 月 20 日から同年 3 月 10 日まで
② 平成 15 年 4 月 21 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A社に平成 13 年 1 月 20 日に入社したが、入社してから約 2 か月間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、B社には 15 年 4 月 21 日に入社したが、入社してから約 4 か月間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主から提出された賃金台帳により、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、同賃金台帳により、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、事業主は、「当時は試用期間を設けており、その期間は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

申立期間②について、当時のB社の経理担当者の証言から、勤務を開始した時期は特定できないものの、申立人が当該期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、当時のB社の経理担当者は、「入社後、3 か月程度の試用期間が設けられており、試用期間中は、厚生年金保険料を給与から控除していなかった。」と証言している上、当時の複数の同僚が、「試用期間があり、入社してすぐには厚生年金保険に加入できなかった。」と証言していることから、当時、同社では入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間①及び②において国民年金に加入し、当該期間に係る保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月31日から22年4月1日まで
年金記録を確認したところ、A社B支店における厚生年金保険の資格取得日は、昭和19年10月1日、資格喪失日は20年10月31日となっていることが分かった。

しかし、私は、結婚式の前月である昭和22年3月末まで、A社で勤務しており、同社から贈られた結婚祝いの品にも「贈A社B支店 昭和22年4月＊日結婚記念」と記されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社B支店で厚生年金保険被保険者記録が確認できた6人のうち、申立人と同じ職種の同僚2人は、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、退職した時期及び退職理由については分からないと証言しており、ほかの4人は、申立人について記憶していない上、申立人が同社から贈られたとしている結婚記念品について記憶している者もないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

また、A社B支店は、昭和23年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、既に解散しているため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

さらに、申立人は、A社B支店における同僚の名前を記憶していない上、申立期間に係る厚生年金保険料の控除に関する記憶も曖昧である。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月ごろから同年 9 月ごろまで
② 昭和 41 年 9 月ごろから同年 10 月ごろまで

43 年も前のこととなると記憶も乏しいが、A社、B社で働いていた覚えは確実にある。調査して、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の同僚が、「申立人の名前に覚えがあり、勤務していた。」と証言していることから、期間は不明ながらも、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社を継承するC社は、「当時を知る者はおらず、関連資料については、保存期間が終了し処分しているため、勤務実態及び社会保険料の控除の状況を確認できない。」と回答していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立期間当時のA社において厚生年金保険の被保険者資格のある複数の同僚からは、申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、A社の同僚の名前を全く記憶していないとしている。

申立期間②について、B社の同僚が、「申立人は、確かにB社に勤務していた。」と証言していることから、期間は不明ながらも、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立期間にB社に係る厚生年金保険の被保険者記録がある複数の者が、「入社後すぐには厚生年金保険の被保険者資格を取得しなかった。」と証言しており、自身の記憶する入社時期と厚生年金保険の被保険者資格取得時期に

差異がみられることから、同社では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も他界しているため、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、学校を卒業後、昭和 50 年 4 月から 51 年 2 月まで A 社に勤務していたが、入社から 5 か月間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、A 社において昭和 50 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人は、学校を卒業後、同年 4 月から同社に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人に係る A 社の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日はいずれの記録も昭和 50 年 9 月 1 日であるとともに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、同日に資格取得している者と連番で同年 9 月 4 日に払い出されていることが確認でき、申立人の資格取得に係る記録に不自然な点は見られない。

また、A 社は、平成 5 年 12 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、申立内容を確認できる資料等はない上、当時の事業主は、「申立人についての記憶は無いが、従業員の手続きについては、試用期間を設けたり、個々の事情及び希望に合わせてたり、適宜対応していたと思う。」と証言している。

さらに、申立期間に被保険者記録のある複数の同僚に聴取しても、申立人が申立期間に A 社に勤務していたこと、及び厚生年金保険料が控除されていたことを裏付ける証言は得られない上、当該同僚の中には、申立人と同様、「入社後一定期間経過後に被保険者資格取得となっており、実際の勤務期間とは相違する。」と証言している者がいる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3714

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月から 33 年 7 月 1 日まで

昭和 16 年に A 社に入社して以来、同社が倒産するまで勤務した。株式会社になってからは、現場責任者として働き、給料から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 社に勤務していた同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間についても同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社は昭和 39 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、42 年 4 月 * 日に破産宣告決定されており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立期間当時、A 社は日給制であり、日給の者は厚生年金保険に入っておらず、月給になってから被保険者資格を取得していた。」と証言している上、申立人が名前を挙げた同僚二人は、オンライン記録により、申立人より後の、昭和 35 年 6 月 1 日及び 38 年 6 月 1 日に資格を取得していることが確認できる。

さらに、A 社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、同社の厚生年金保険記号番号が、昭和 33 年 7 月 27 日に払い出されていることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 27 日から 34 年 8 月 4 日まで
勤務中に事業所の移転はあったものの、昭和 34 年 8 月まで A 社に継続して勤務していた。申立期間の年金記録が無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に勤務していた同僚の証言から判断して、申立人は、退職した時期は明らかでないものの、申立期間当時、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社は、平成 15 年 3 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主は、「会社は、平成 15 年に閉鎖しており、現在は、社屋も無く、資料は何も残っていない上、当時の事業主は既に死亡しており、何も分からない。」と回答している。

また、当時の同僚の 1 人は、「A 社は、昭和 33 年 8 月に市内の別の場所に新社屋を造り、同社屋の社名を B 事業所と称していた。その時、私や申立人らがその社屋に移って勤務したが、その後、34 年 9 月ごろに社名を A 社に戻したと記憶している。私が 60 歳の時に、社会保険事務所（当時）で私の年金記録を調べてもらったが、B 事業所での記録は見付からず、同社は適用事業所ではなかったと言われた。」と証言しているところ、オンライン記録によると、B 事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、申立期間当時、A 社に勤務していた申立人と同職種の同僚 4 人全員が、申立人と同じ昭和 33 年 8 月 27 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、このうち、申立人と同様に早期に退職した者を除く 3 人は、34 年 9 月 16 日に再び同社において被保険者資格を取得していることが確認でき、上記同僚の証言内容と符合している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 51 年 6 月 11 日まで
昭和 46 年ごろ、前の会社の A 社から B 社に移り、仕事は A 社の仕事をしてきた。私の前に C 氏が同じように移った。4 年後に、B 社は D 社に社名を変更した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚の C 氏及び E 氏は共に、申立人は、昭和 46 年ごろから B 社に勤務していたと証言していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、上記同僚の C 氏及び E 氏は、申立期間において、B 社の取引先である F 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、申立人は同社における被保険者記録は確認できないところ、B 社の後継会社である D 社の事務担当者によると、「申立期間当時、B 社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったが、F 社の仕事をしていた人は、同社に頼み込み、同社の籍を借りて厚生年金保険に加入させてもらっていたようだ。同社の被保険者記録が無い人は厚生年金保険料を控除されていなかったものと思われる。しかし、当時の資料は現存せず、当時の事業主も既に亡くなっているため確認できない。」としている。

さらに、F 社も「当時の資料は現存せず不明。当時のことを知る人もいない。当時の社長は存命だが、記憶が無くなっている。」としており、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から 51 年 5 月までの期

間に国民年金の申請免除(全額)記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 9 月 26 日まで

私は現在も A 社に継続して勤務している。同社は、親族で事業をしており、社会保険料はまとめて銀行振込をしていた。兄弟の記録を見れば分かる。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、申立期間当時の資料は廃棄済みとしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A 社は、申立期間当時、個人事業所であり、申立人は事業主と同一生計を営んでいたとみられることから、同社の厚生年金保険の被保険者となることができなかつたと考えられる。

さらに、申立人の長兄及び次兄は、申立期間において国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間に雇用保険の記録は無い上、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月から29年2月15日まで

昭和26年5月ごろに住み込みでA社に入社した。一人だけ先輩が既に入社していた。会社命令で資格を取るよう言われ、約1か月練習し、28年10月*日に資格を取得した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が名前を挙げた先輩は、同僚の証言から昭和28年ごろまでA社に勤務したことが認められるものの、同社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立人と同じ営業職であった同僚も、「私は、28年春ごろにA社に入社したが、私の被保険者記録も29年2月15日まで無い。」としている。また、ほかにも入社から3年以上後に被保険者資格を取得していると証言する同僚もいる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同じ日に被保険者資格を取得している者が多く確認できることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行せず、入社後一定期間経過してからまとめて資格取得手続を行っていたことがうかがえる。

さらに、A社は、昭和55年7月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の子は、当時の資料は無く、分からないとしており、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の資格取得日は、いずれも昭和29年2月15日

ある上、厚生年金保険被保険者台帳の資格取得日とも一致していることが確認できる上、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月から 12 年 7 月

平成 6 年 4 月の給料日に、当時の A 社の総務部長から、会社の取決めで、給料の手取り額は今までと同じで、給与支給明細書の内容は変更してあるとの説明を受けて給料を受け取った。変更の内容は、給与支給明細書の振込額の不足分を現金支給するというものである。後で確認してみると、給与支給明細書に記載の年金控除額も減額されていた。しかし、現金支給分からも厚生年金保険料が控除されており、その控除分は会社が横領していたはずである。現金支給分から控除されていた保険料分について、年金記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「平成 7 年度、8 年度及び 12 年度 町民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」及び「平成 7 年分 給与所得の源泉徴収票」（以下「特別徴収税額の通知書等」という。）により、申立期間のうち、申立人が特別徴収税額の通知書等を所持している期間については、申立人が実際に支給されていたと推認される報酬額（給与支給明細書記載分及び現金支給分の合計額）に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額となることを確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立期間

のうち、申立人が給与支給明細書を所持している期間については、当該給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

また、申立期間のうち、申立人が給与支給明細書を所持していない期間についても、オンライン記録の標準報酬月額は、前後の期間の標準報酬月額と同額であることから、前後の期間と同額の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたものと推認できる。

さらに、申立期間のうち、申立人が特別徴収税額の通知書等を所持している期間について、平成7年及び11年は、当該通知書等に記載されている社会保険料額と、給与支給明細書により確認及び推認できる社会保険料控除額の合計額が一致しており、6年についても、ほぼ同額であることから、申立人は当該期間において、給与支給明細書に記載されている以外に厚生年金保険料は控除されていないことがうかがえる上、同僚からも給与支給明細書に記載されている以外の厚生年金保険料が控除されていた（現金支給分からも厚生年金保険料が控除されていた）とする証言は得られない。

加えて、申立人は、「現金支給分の給与からも厚生年金保険料が控除されていた。」と主張しているものの、これを確認できる給与支給明細書等の資料等は所持していない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年8月25日から30年10月30日まで
② 昭和35年1月15日から36年2月11日まで

会社名及び支給年の記載は無いが、厚生年金保険料が控除されている給与明細書を所持しており、当該明細書は、A社又はB社に勤務時のものであると思うため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社又はB社勤務時のものと主張する給与明細書により、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められる。

しかしながら、当該給与明細書における厚生年金保険料及び健康保険料の額、並びに支給項目における軍休手当の記載から判断して、当該給与明細書は、申立期間①及び②当時のものではなく、当該期間より前に厚生年金保険被保険者記録が確認できるC社勤務時のものであると考えられる。

申立期間①については、申立人の証言する入社経緯及び同僚の証言から判断して、申立人が、当該期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の事業主は既に死亡しており、当時の事業主の子である現在の事業主は、「私は当該期間には、まだ当社に勤務しておらず、また、当時の書類は保管していないため、詳細は分からない。」と証言している上、当該期間の同僚は、「申立人が従事していた職種の人に、厚生年金保険を適用していたか否かは分からない。」と証言しており、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社の昭和26年3月1日から31年3月1日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、B社が、昭和35年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるものの、申立期間のうち、同日前の期間について、同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、B社は、昭和46年6月11日に適用事業所ではなくなっており、当該期間当時の事業主は所在不明である上、当該期間において同社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したが、申立人の同社における勤務実態を裏付ける証言を得ることはできない。

さらに、B社の昭和35年4月1日から36年5月1日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から49年2月8日まで

私は、昭和43年1月29日にA社に入社し、57年6月末に退職するまで、継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間当時、A社と協力関係にあるB事業所に勤務していた記憶はあるが、籍はA社のままで勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社又はB事業所の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態を裏付ける証言を得ることはできない上、A社の同僚の一人は、「時期は定かでないが、申立期間当時、申立人は一度退職し、再度入社した。」と証言している。

また、A社及びB事業所は、いずれも昭和49年2月8日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関連資料は残っていない上、A社の当時の事業主は、「申立人のことは記憶しているが、申立期間当時も勤務していたかどうかは定かでない。」とし、B事業所の当時の事業主も、「申立人のことは記憶に無い。」としており、申立人の申立期間における勤務実態を裏付ける証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 7 年 1 月 6 日まで

私は、申立期間の初めから A 社に入社したが、厚生年金保険の資格取得日は平成 7 年 1 月 6 日で、実際の入社日より 1 年以上後とされている。同社から平成 6 年 1 月に健康保険証をもらった記憶もある。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人に係る平成 6 年分源泉徴収簿、同社人事担当者及び同僚の証言により、申立人は、平成 6 年 11 月から同社に勤務していたことが認められる。

しかし、当該源泉徴収簿によると、申立人は、平成 6 年 11 月及び同年 12 月の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、A 社人事担当者は、「申立期間当時、入社してすぐには社会保険に加入させていなかった。」としており、申立期間当時、同社においては、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、A 社において、平成 7 年 1 月 6 日に資格取得し、9 年 1 月 25 日に離職していることが確認できるところ、この記録は厚生年金保険の記録と符合している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3723

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月ごろから55年1月10日まで

私は、前職を退職した昭和52年5月ごろに、パートとしてA社に入社し、55年1月ごろに正社員となった。同社は、当時、パートでも社会保険に加入させてくれる会社であったが、ねんきん定期便を見た時、申立期間の被保険者記録が無いことが分かり驚いた。

保険料控除を証明できる資料は無いが、私は、確かに勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る退職者名簿、及び同社の現在の事務担当者の証言により、申立人は、昭和52年6月21日から同社に勤務していたことが認められる。

しかし、当該退職者名簿で入社日が確認できる8人の同僚は、全員、入社時期と資格取得時期に開きがある上、当該8人中6人は、入社から資格取得までの空白期間に国民年金の被保険者となっていることが確認できる。

また、当該8人の同僚のうち、申立人が自分と同じパート勤務であったと記憶している3人のうち2人の空白期間は、申立人と同程度の31か月又は32か月であることが確認できる。

さらに、申立期間当時のA社の事務担当者は既に死亡しているものの、現在の事務担当者は、「申立期間当時、申立人はパートであった。パートで採用した従業員については、入社後直ちに社会保険の手続を行うことはなかったと思われる。」としていることから、申立期間当時、同社においては、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったものと認められる。

加えて、雇用保険の被保険者記録は、厚生年金保険の被保険者記録と符合している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月20日から42年2月26日まで

私は、昭和40年4月20日から45年7月までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無く、空白となっていることが分かった。

保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間にA社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が記憶している複数の同僚には、申立期間におけるA社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、当該同僚を含む複数の同僚は、申立人が当該期間に同社に勤務していたと証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該同僚を含む複数の同僚が、「A社には試用期間があり、入社と同時に厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言しているとともに、このうち、入社時期を記憶している二人の同僚は、入社から資格取得までの期間は、1年10か月と3年9か月であるとしており、A社は入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったものと認められる。

また、A社は、既に破産廃止により厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の関連資料を得ることはできない上、当時の事業主及び役員とは連絡が取れないことから、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号*番（昭和39

年7月1日取得) から*番(42年1月16日取得) までには、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3725

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から37年2月1日まで

私が昭和31年2月1日から39年7月31日までの期間、継続して勤務したA社、B社及びC社は同一の会社であるにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、C社はA社が名称変更したものであり、同一の事業所であることが確認できるとともに、同社は、「A社、B社及びC社は名称が異なるものの同一の事業所である。」としているところ、申立人がA社D支店の同僚であったと記憶している者及びB社E支店の同僚であったと記憶している者のいずれもが、申立人の勤務を証言していることから、申立人は申立期間も継続して申立ての事業所に勤務していたものと推認される。

しかし、申立人が勤務を主張しているB社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は、「A社D支店は、自分のほか、支店長及び同僚1人の計3人であった。」としているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該上司及び同僚はいずれも申立人と同日の昭和32年4月1日に資格喪失していることが確認できるとともに、当該上司は申立人と同様にC社で再度被保険者資格を取得するまでは厚生年金保険被保険者記録が無い（同僚は、資格喪失日に退職している。）。

さらに、C社は現存しているものの、申立期間当時の関係資料は無く、A社D支店の職員全員が昭和32年4月1日に資格喪失した理由、申立人のB社勤務期間中の保険料控除の実態については不明としているとともに、上述の上司は既に死亡し、事情を聴くことはできない。

加えて、申立人は申立期間のうち昭和36年4月から37年1月まで国民年金に加入し保険料を納付している。

このほか、昭和32年4月から37年1月までのA社及びC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無い上、健康保険整理番号に欠番も無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3726

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月1日から同年10月1日まで

私は、昭和38年3月14日にA市が出資、運営していたB社に就職した。同市は、同年4月*日にC市と合併し、私も同年10月1日に同市役所の職員に身分が変わったが、同社には継続して同年12月31日まで勤務しており、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の複数の同僚の証言から判断して、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことについては推認できる。

しかし、当該同僚のうち、申立人と同様に昭和38年10月1日にC市の市町村職員共済組合の組合員となった同僚は、「A市とC市の合併により、昭和38年4月末ごろ、同市役所の臨時職員に採用されたが、市町村職員共済組合の加入は、採用から一定期間後になると説明を受け、同年10月1日に申立人と同時に当該共済組合に加入した。」と証言している。

また、B社は、昭和50年4月1日にC市に業務を移管させ、同日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同市役所にも申立期間当時の同社に係る人事関係資料等は保存されていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 26 日から 61 年 3 月 1 日まで

私は、年金記録に空白期間が無いように、昭和 57 年 4 月から 61 年 2 月まで A 社で勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の近隣の住民が、申立人が同社に勤務していたことを証言していることから、時期は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は、「A 社は、自分のほか、事業主及び同僚 1 人の計 3 人が勤務していた。」と証言しているものの、法務局において A 社の商業登記簿が確認できない上、事業主及び同僚の連絡先も把握できないため、申立人の主張を裏付ける証言を得ることもできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月18日から23年2月1日まで

私は、A社に昭和21年7月18日に再入社し、23年2月1日まで継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないため、調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言から、期間は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の関連資料は保管されておらず、申立期間当時の同社の事業主及び工場長は既に他界していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない上、申立人が記憶している同僚に聴取しても、当時の厚生年金保険料の控除について証言を得ることもできない。

また、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号にも欠番は無い上、申立人のオンライン記録と厚生年金保険被保険者台帳の記録は一致しており、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な状況は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の保険料控除に関する記憶は曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から51年8月23日まで

私は、昭和48年4月から51年8月までA社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社に勤務していたことは、親族が証明してくれる。働いていたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の事業主及び同僚の証言により、正確な期間は不明であるが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人が一緒に勤務していたとしている申立人の4人の親族のうち3人は、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

また、申立人は、「A社の従業員数は約50人であった。」としているが、申立期間当時のA社の被保険者数は6人であるところ、同社の元事業主は、「申立期間当時は、厚生年金保険の被保険者資格の取得を希望した者のみの資格取得手続きを行い、従業員全員の資格取得手続きを行っていなかった。」としているとともに、同社の元事務担当者は、「申立人は季節雇用者であった。A社では季節雇用者の厚生年金保険の資格取得手続きは行わなかった。」としていることから、申立期間当時、同社においては、従業員全員に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の保険料控除に関する記憶は曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3730

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月10日から42年3月20日まで
② 昭和42年3月20日から同年5月1日まで

申立期間①について、私は、A社に正社員として2年間勤務した。一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険の被保険者記録があり、自分に無いことに納得できない。

申立期間②について、私は、A社に在職中にB社の社長から誘われたので、転職した。同社には2か月は勤務したはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る雇用保険被保険者の記録、及び複数の同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が一緒に勤務していたと記憶する同僚15人のうち3人は、A社の厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、複数の同僚は、「A社は、正社員であっても、厚生年金保険料を支払いたくないとする人の資格取得手続は行わず、そのことは、同社の事業主も承知していた。」と証言していることから、申立期間当時、A社では、すべての従業員に対し一律に厚生年金保険の資格取得手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、「雇用保険の記録以外の資料は保存していないため、申立人の厚生年金保険の取扱いは不明。」としており、同社が加入している健康保険組合も、記録は保存していないと回答している。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、整理番号の欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の保険料控除に関する記憶は曖昧である。

申立期間②について、申立人は、当時のB社において厚生年金保険の被保険者記録のある同僚を複数名記憶していること、及び同僚が証言している同社の業務内容と、申立人が記憶している業務内容が一致していることから判断して、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社は既に解散しており、関連資料を得ることはできない上、事業主は消息不明のため、証言を得ることもできない。

また、B社の複数の同僚は、「B社は売上げの3分の1が給与と決まっていた。従業員の出入りが多く、売上げの無い人は仕事が続かなかった。事業主は、社員の実力をみるために、すぐに厚生年金保険の資格取得手続は行わなかった。」と証言している。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の保険料控除に関する記憶は曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3731

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から41年7月1日まで

私は、昭和39年3月にA社に入社し、41年7月に自らの希望で同社の関連会社のB社に転勤した。

しかし、社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間の被保険者記録が無い。B社に転勤するまでは、A社で継続して勤務しており、空白期間は無はずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に継続して勤務していたと主張しているが、同社の後継会社のC社は、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書は保管しているものの、資格喪失に係る書類は保管しておらず、申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関連資料も無く、申立人の申立期間における勤務実態、雇用形態などについては不明であると回答している。

また、C社は、「当時、A社とB社は関連会社ではあったが、転勤、移籍などの人事異動は無かった。」としている上、申立期間当時のA社の人事担当者も、「A社とB社の間では、就職の紹介はしていたが人事異動は無かった。」と回答している。

さらに、申立人が記憶している複数の同僚は、申立人がA社に勤務していたことは記憶しているものの、申立期間における申立人の勤務状況までは分からないとしており、申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の保険料控

除に関する記憶は曖昧^{あいまい}である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3732

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年2月15日から同年10月1日まで
② 昭和54年4月から57年4月まで

私は、申立期間①は、A社に勤務し、車両を製造していた。また、申立期間②は、B社に勤務し、工業製品を製造していた。

いずれの期間も、正社員として勤務していたので、厚生年金保険にも加入していたと思う。調査して被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶しているA社の所在地には、同社の後継事業所とみられる事業所が現存していること、申立人が記憶している同社の業務内容は、当該事業所の近隣住民から聴取した当時の同社の業務内容等と符合することから、時期は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、A社は申立期間後の昭和28年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所であったことが確認できない。

また、A社は既に事業を行っておらず、当時の事業主は他界しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる当時の資料を得ることはできない上、申立人には同僚の記憶も無く、申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできない。

申立期間②について、B社の元事業主が申立人を記憶していることから、時期は明らかでないが、申立人が、同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、B社は申立期間後の昭和63年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所であったことが確認できない。

また、B社の元事業主は、「申立人を臨時工として採用したが、本人の希望ですぐに退職したことを覚えている。個人事業として同社を始め、法人化して厚生年金保険の適用事業所になったのが昭和63年8月1日なので、申立期間には厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している。

さらに、申立人には同僚の記憶も無く、申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。